

自立支援教育訓練給付金 のご案内

【自立支援教育訓練給付金とは】

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するために、指定教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。

【対象となる講座】

- ・ 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・ その他市長が知事に協議して指定する講座

【支給額】

受講料の60%を支給します。上限は200,000円で、60%の額が12,000円に満たない場合は支給されません。

《例1》受講料が600,000円の場合
受講料600,000円×60%=360,000円 → 自立支援教育訓練給付金支給額200,000円

《例2》受講料が18,000円の場合
受講料18,000円×60%=10,800円 → 自立支援教育訓練給付金支給不可

《例3》雇用保険制度による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、《例1》に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

- ※ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」が必要になります。

【支給要件】（以下の全てを満たしていることが必要です）

- ・ ひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父）である
- ・ 宍粟市内に住所がある
- ・ 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準である
- ・ 原則として過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない

【講座指定申請に必要な書類】

- ・ 自立支援教育訓練給付金支給事業対象講座指定申請書
- ・ 受講を希望される講座の内容がわかるもの
- ・ 1か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本
- ・ 1か月以内に発行された住民票の写し
- ・ 児童扶養手当証書（宍粟市で児童扶養手当を受給されている方のみ：有効期限内のもの）
- ・ 個人番号カードもしくは「通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類」と運転免許証などの本人確認書類（顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）



【裏面につづく】

【事前相談】

- ・ 給付金を受けるには受講前に講座指定を受けておくことが必要です。
- ・ 必ず講座申込前（概ね1か月以上前）に市担当窓口へご相談ください。

【手続きの順序】

- ① 事前相談
- ② 講座指定申請
- ③ 講座指定通知
- ④ 受講修了
- ⑤ 給付金支給申請（受講修了後30日以内）
- ⑥ 給付金支給決定通知

【給付金の申請に必要な書類】

- ・ 教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書 ※《例3》参照
- ・ 教育訓練（一般教育訓練）修了証明書
- ・ 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- ・ 自立支援教育訓練給付金支給事業対象講座指定通知書
- ・ 申請者本人が支払った教育訓練経費についての領収書（教育訓練施設の長が発行したもの）
- ・ 所得課税証明書
- ・ 個人番号カードもしくは「通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類」と運転免許証などの本人確認書類
（顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）

【費用に関するその他の制度の相談】

自立支援教育訓練給付金は受講修了し、受講料を支払われたうえでの支給であり、受講される前や受講料を支払われる前など、前払いはできません。

※受講料の支払いにあたり県の貸付金制度が利用できますのでご相談ください。

【ご注意】

- ・ この制度は国の制度に基づき実施しているため、国の制度改正で内容を変更することがあります。
- ・ 不正の方法により受給した場合は、不正受給として給付金の全部若しくは一部の返還を求めます。



お問合せ先（市担当窓口）

兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15
宍粟市健康福祉部 社会福祉課（宍粟市役所北庁舎4階）
電話番号：0790-63-3067
電話番号：0790-63-3220（相談専用）
ファックス番号：0790-63-3140
メールアドレス：jidofukushi-kk@city.shiso.lg.jp